

一般社団法人適正薬剤使用推進研究会リフィル対応認定薬剤師制度規定

第1条 リフィル対応認定薬剤師制度の目的

リフィル対応認定薬剤師制度（以下、本制度という）は、一般社団法人適正薬剤使用推進研究会（以下、SPAD）が創設する制度であり、リフィル処方箋を応需する上で必要な継続的な服薬管理と処方医との連携ができる薬剤師を養成することを目的とする。

第2条 認定要件、認定試験、認定証の交付

認定薬剤師の申請は以下の各号を満たすものとする。

- （１） 日本国の薬剤師免許を有し、薬剤師として優れた人格と見識を備えていること。
- （２） SPADの会員であること。
- （３） SPAD が指定するリフィル処方箋応需に係る e-learning、又は、セミナーを受講することにより得られる単位を5単位以上有していること。
- （４） 上記の単位取得開始後、2年以内に申請すること。
- （５） 2年間に5単位を取得したものは、別途実施する認定試験を受けることができる。
- （６） 認定試験に合格した者には、認定証を交付する。
- （７） 認定期間は、認定試験に合格した日から2年間とする。

第3条 認定の更新

認定の更新の申請は以下の各号を満たすものとする。

- （１） 認定の更新に必要な単位は、認定期間の2年間に5単位以上、かつ、各年1単位以上とする。
- （２） 認定期間終了の1か月前までに、認定試験に合格すること。

第4条 認定試験受験料

認定試験を受けようとするものは、認定料1,000円（税抜き）を支払う。

第5条 改正手続き

本規定の改正は、代表理事が行う。

（附則） 令和8（2026）年6月1日 制定